

## 第12号議案

### 「職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の概要

#### 1. 趣 旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下、地公法）第31条により、職員は条例の定めにより、服務の宣誓をしなければならないと規定されている。

新たに職員になったものは、任命権者等の前で、宣誓書に署名してからでなければ、職務を行うことができないが、会計年度任用職員は、会計年度毎に任用される職であることから、任用形態に応じ宣誓が行えるよう改正する。

#### 2. 改正内容

地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓について、任命権者が別に定めることができる規定を新設する。

#### 3. 施行期日

令和2年4月1日

職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあつては、品川区教育委員会。以下同じ。)または任命権者の定める上級の公務員の前で、宣誓書(様式)に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水災またはこれに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、任命権者が別に定めることができる。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあつては、品川区教育委員会。以下同じ。)または任命権者の定める上級の公務員の前で、宣誓書(様式)に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水災またはこれに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p>